（別紙）

御意見の概要及びそれに対する考え方

| No. | いただいた御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 「全文改定」とは、あまりにも乱暴ではないのか。<br>地震大国の日本では、地下貯留を実現できる岩盤も、技術も、予算も存在しない。<br>そこまで理論を省いた事業なら、白紙撤回して頂きたい。 | 本省令による改正前の二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則は、令和６年11月18日までに施行されているCCS事業法の規定に基づき必要な規定を定めています。今般のCCS事業法における貯留事業及び導管輸送事業に関する規定の施行に伴い必要な内容を新たに定めるに当たっては、規定及び様式の追加、規定順の大幅な変更等を行っており、仮に一部改正の方式を採用した場合に改正対象事項が分かりにくくなるため、本省令は全部改正の方式を採用するものであり、改正前の規定の主旨を全て変更するものではありません。 |
| 2 | CO2削減の目的に照らし合わせ、貯留するCO2量が、設備の建設や運用など事業全体で排出するCO2量を上回ることを認可の条件に含めるべきである。<br>併せて、自然破壊しないことも条件に入れるべきである。<br>また、国土に対する影響は大きいと思われ、国内の事業者のみとすることを要望する。<br>そもそも二酸化炭素貯留の商用化に反対する。CO2を多く貯留することによって利益を得るものと想像するが、これはCO2を排出する事業者側との利害が一致し、CO2の排出を促進する可能性があるため、利益を目的として実施してはならないと考える。<br>また、土地によって貯留上限が決まっており拡張性がないこと、上限に達した後は管理費がかかるのみであり利益を生まないため、貯留後に早期撤退し管理に責任を持たない事業者が多く生まれることが懸念される。 | 日本において CCS 事業を実施するに当たっては、CCS事業法に基づき、特定区域に指定された区域で貯留事業を実施する事業者として選定されるか、石油・可燃性天然ガスの採掘権を設定された鉱区での貯留事業の実施を経済産業大臣に申請し許可を取得することが必要です。特定区域の指定と鉱区における貯留事業の許可の要件の一つとして、二酸化炭素の貯蔵により公共の利益の増進を図るためには貯 |

| | | |
|---|---|---|
| | CO2 貯留は上限があることから根本解決にはならないため、省エネや回収した CO2 の有効活用技術の開発、自然保護や植林等の支援を優先頂きたい。 | 留事業を行わせる必要があることが定められており、当該区域で CCS 事業を実施する必要性について確認することとしています。<br>また、貯留事業の許可に当たっては、当該許可の申請を行おうとする法人が外国法人であるか否かにかかわらず、経理的基礎、技術的能力及び社会的信用の観点から貯留事業を安定的に実施することができる能力を有しているか、二酸化炭素の安定的な貯蔵が行われるか、事業者が行おうとする貯留事業が公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがないか等を確認することとしています。<br>さらに、貯留事業者には貯留事業実施計画を作成させ、その認可に当たっては、二酸化炭素の漏えいを防止するための措置や保安措置、仮に二酸化炭素が大気や海洋に漏出した場合の影響評価などが適切に計画されていることを確認することとしています。貯留事業者には、圧入した二酸化炭素の挙動のモニタリングを行うことや、万が一、二酸化炭素の漏えいが発生した場合には応急措置を講じることを義務づけています。<br>また、貯留事業者が貯留事業を廃止するには、二酸化炭素の注入停止から相当程度の期間が経過した後に、廃止の許可を申請し、二酸化炭素の貯蔵の状況が安定 |

| | | |
|---|---|---|
| | | しており、その状況が将来にわたって継続することが見込まれるなどの一定の要件を満たすと認められる必要があります。<br>これらの措置を通じて、二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保していきます。 |
| 3 | 施行細則該当箇所<br>（2）貯留事業等の許可に係る申請書の添付書類の様式等 ①二(へ)<br>（6）許可貯留区域等の増減の許可の申請 ②ホ<br>（7）許可貯留区域の分割及び合併の許可の申請 ②ハ（ホ）<br>（8）貯留事業等の譲渡及び譲受けの認可等の申請 ②チ<br>（9）貯留事業者等の相続の届出等 ①へ<br>「法第 124 条第 1 項の損害の賠償の責任が発生した場合に備えた支払能力を証する書面」<br><br>意見内容<br>➢法 124 条 1 項で規定する損害賠償は「無過失責任」によるものであり、損害額の見通しを立てることも容易でないとの認識です。同損害の見通しが立たない中で（同損害に対する上限額の設定がない中で）、貯留事業者が単独でその支払能力を証明する書面を用意することを求められている認識ですが、具体的にはどのような書面をご想定かご教示ください。また、提出主体についてもご想定をご教示ください。<br>➢なお、貯留事業者が複数のスポンサーから資金拠出される SPC である場合に、提出主体に違いがあるのであればその旨もご教示ください。<br>➢加えて、CCS 事業に参画するレンダーに法 124 条 1 項に基づく損害賠償に対する支払い責任を証する書面を求められた場合、レンダーとしては、上限がない中での対応は困難と考えております。<br>以 上 | CCS 事業法では、二酸化炭素の漏えい等により生じた他人への損害を無過失責任の対象としており、貯留事業等の許可申請等において、「法第 124 条第 1 項の損害の賠償の責任が発生した場合に備えた支払能力を証する書面」の提出を貯留事業や試掘を行おうとする者に求めることとしています。これは、鉱業法において、鉱物の掘採のための土地の掘削等による損害により生じた他人への損害を無過失責任の対象とした上で、鉱業権の設定の出願又は申請において、「鉱害賠償が生じた場合に備えた支払い能力を証する書面」の提出を求めていることを参考にしたものです。具体的には、貯留事業や試掘を行おうとする者の個別の計画にもよりますが、保険の付保証明書、保険の契約予定を証明する書面、賠償に係る準備金の状況を証明する書面等の提出を求めることを想定しています。なお、これらの書面について、提出主体の形態による差異はあり |

| | | |
|---|---|---|
| | | ません。 |